

近畿農政局地方参事官室（京都府担当）からのメール情報 第26号
2017. 5. 29

各位

近畿農政局地方参事官室（京都府担当）

時下益々ご清栄のことと存じます。

日頃より地域農政の推進に格段のご理解とご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

農政に関するメール情報を以下のとおり配信いたします。

皆様の地域の農業を元気にする取組に、少しでもお役に立てば幸いに存じます。

~~今回お知らせする情報~~

- 「農業競争力強化支援法」近畿ブロック説明会等の開催及び参加者の募集について
- 広告、インターネット販売、外食業等におけるGIマーク使用のガイドライン（案）の意見公募手続きの開始について
- 「平成28年度食料・農業・農村白書」の公表について
- 「知」の集積と活用の中 産学官連携協議会 ポスターセッションの開催及び参加者の募集について

[illegible]

- 「農業競争力強化支援法」近畿ブロック説明会等の開催及び参加者の募集について

農林水産省近畿農政局は、平成29年6月14日(水曜日)に、京都市のキャン

パスプラザ京都において、「農業競争力強化支援法」についての近畿ブロック説明会を開催いたします。また、近畿ブロック説明会に先立ち、6月5日（月曜日）に農林水産省本館において開催される全国説明会の模様を近畿農政局及び各府県拠点にて同日、ライブ中継する会場を設置します。

※ 詳しくは、以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/kinki/press/kikaku/170526.html>

【お問い合わせ先】

近畿農政局 地方参事官室（京都府担当）

地方参事官ホットライン

T E L : 075-414-9015

○ 広告、インターネット販売、外食業等におけるGIマーク使用のガイドライン（案）の意見公募手続きの開始について

地理的表示（G I）とは、農林水産物・食品等の名称であって、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できるもののことです。

本ガイドラインは、G I マークを、広告、インターネット販売及び飲食業におけるメニュー表示等の、G I 産品やその包装等以外のものに使用する場
合に守るべきルールを説明したものです。

この度、ガイドライン（案）に係る意見公募手続きが開始されましたのでお知らせします。

※ 詳しくは、以下のリンク先をご覧ください。

【お問い合わせ先】

食料産業局知的財産課

T E L : 03-3502-8111

○ 「平成28年度食料・農業・農村白書」の公表について

農林水産省では、この度「平成28年度食料・農業・農村の動向」及び「平成29年度食料・農業・農村施策」について、国会提出案件として閣議決定されましたので、お知らせします。

<http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo04/170523.html>

http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h28/index.html

TEL : 03-3501-3883

<http://www.affrc.maff.go.jp/docs/press/170524.html>

TEL : 03-3502-5530

CC BY-SA

逆引き事典は、農林水産省のホームページ上で、「利用者」の区分や「対

また、「優良事例」についても検索することができますので、ご活用ください。

<https://www.gyakubiki.maff.go.jp/appmaff/input>

http://www.maff.go.jp/j/g_biki/jirei/index.html

[illegible]

[～日本の農業、もっと強く。～](#) ←ここをクリック
(農業競争力強化プログラム)